

第25号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（退職手当の額の特例）

- 3 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第 号）の施行の日の前日（以下「基準日」という。）に現に在職する副知事の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、退職の日におけるその者の給料月額に、副知事となった日から基準日までの月数（1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額に、同条第2号に定める割合を乗じて得た額に、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月30日から施行する。